

東広島市犯罪被害者等見舞金支給申請書

年 月 日

東広島市長 様

申請者（支給対象者）

申請時の住所

犯罪行為発生時の住所（申請時と異なる場合のみ記載）

氏 名

電話番号

犯罪被害者等見舞金の支給を受けたいので、東広島市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、犯罪被害者等見舞金の支給に関し、必要な事項について、市が公簿等で確認し、又は関係機関等に照会することに同意します。

1 支給の申請をする犯罪被害者等見舞金（該当する項目の□欄にチェックしてください。）

- 遺族見舞金
- 傷害見舞金

2 支給に係る確認事項（該当する項目の□欄にチェックしてください。）

- 申請者（遺族見舞金にあつては、他の遺族を含む。）は、他の地方公共団体から犯罪被害者等見舞金と同種の支給を受けていません。
- 犯罪行為が行われたときに、犯罪被害者又は支給対象者である遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係及び東広島市パートナーシップの宣誓に関する要綱第2条第2号に規定するパートナーシップの関係を含む。）はありません。
- 犯罪被害者又は支給対象者である遺族が犯罪行為を誘発した行為又は当該犯罪被害について、犯罪被害者又は支給対象者である遺族にその責めに帰すべき行為はありません。
- 犯罪被害者及び支給対象者である遺族は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。

3 犯罪被害者と申請者の関係（遺族見舞金の申請をする場合に限り、該当する項目の□欄にチェックし、必要事項を記入してください。）

配偶者（事実上婚姻関係又はパートナーシップの関係にあった者（東広島市パートナーシップの宣誓に関する要綱第2条第3号に規定する宣誓をした者をいう。以下同じ。）を含む。）

生計維持関係にある子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（続柄： ）

生計維持関係にない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（続柄： ）

4 犯罪被害者等見舞金の振込先

金融機関名 店 舗 名	銀行・金庫 農協・組合				支店・本店 支所・出張所		
預 金 種 別 口 座 番 号	普通・当座						※ 右詰めで記入
フリガナ							
口座名義人							

5 添付資料

(1) 遺族見舞金

ア 犯罪行為により死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

イ 犯罪行為が行われた時に死亡被害者が市民であったことを証する住民票の写しその他の証明書

ウ 当該犯罪行為が行われた時から遺族見舞金を申請する時まで申請者が引き続き市民であることを証明する住民票の写しその他の証明書

エ 申請者（死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係にあった者及びパートナーシップの関係にあった者を除く。）と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

オ 申請者が死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

カ 申請者が死亡被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

キ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類

ク 申請者が生計維持関係にある子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であるときは、犯罪行為が行われた当時死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 傷害見舞金

ア 当該犯罪行為が行われた時から傷害見舞金を申請する時まで申請者が引き続き市民であることを証明する住民票の写しその他の証明書

イ 犯罪被害者が負った重症病について全治1月以上の療養を要する旨を証明することができる医師の診断書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類